

《変更前》

旧約款（車検用）

第5条（本サービスの提供期間） ←

本サービスの提供期間は、あらたに交付された自動車検査証の有効期間満了日から2年遡った日の翌日から1年間とします。 ←

※但し、1年車検の場合、下線部分を「1年」と読み換える。 ←

←

旧約款（12か月点検用）

第5条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、下記の通りとします。

（1）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年を超えている場合は、車検の有効期間満了日から1年遡った日から車検の有効期間満了日までとします。

（2）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年に満たない場合は、法定点検実施日から車検の有効期間満了日までとします。

（注）上記（2）の場合でも、車検で付帯した補償の有効期間満了後から延長された補償が有効となるまでの間の損害は補償の対象とはなりません。

《変更後》

新約款（車検用）

第5条（本サービスの提供期間） ←

本サービスの提供期間は、あらたに交付された自動車検査証の有効期間満了日から2年遡った日の翌日から1年間とします。ただし、車検期間が1年間の場合は、 ←
1年遡った日の翌日から1年間とします。 ←

←

また、本サービス提供期間は2023年9月30日までとします。 ←

新約款（12か月点検用）

第5条（本サービスの提供期間） ←

本サービス提供期間は、法定点検実施日から車検有効期間満了日までとします。 ←

（1）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年を超えている ←
場合は、車検の有効期間満了日から1年遡った日から車検の有効期間 ←
満了日までとします。ただし、本サービス提供期間の最終日は2023年 ←
9月30日とします。 ←

（2）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年に満たない場合 ←
は、法定点検実施日から車検の有効期間満了日までとします。 ←

ただし、本サービス提供期間の最終日は2023年9月30日とします。 ←

（注）上記（2）の場合でも、車検で付帯した補償の有効期間満了後から ←
延長された補償が有効となるまでの間の損害は補償の対象とはなりません。 ←

安心3つ星補償（車検） 約款

第1条（本規約の適用範囲）

この約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社オートバックスセブン(以下「オートバックス」といいます)の直営店舗・子会社・加盟会社であるオートバックス各社(以下「オートバックス加盟店」といいます)が提供する第4条（本サービスの種類及び内容）所定の特典を利用する際に適用されます。

第2条（本サービスの定義）

安心3つ星補償(車検)(以下「本サービス」といいます)とはオートバックスの会員様がオートバックス加盟店において、オートバックスが指定する車検を受けたお客様(以下「加入者様」といいます)に対して提供されるサービスをいいます。

第3条（本サービスの対象車種）

本サービスの対象となる自動車(以下「対象自動車」といいます)はオートバックス加盟店にて車検を受けた自動車かつ以下の用途車種とします。

- ・家用普通乗用車・家用小型乗用車・家用軽四輪乗用車
- ・家用普通貨物車・家用小型貨物車・家用軽四輪貨物車

第4条（本サービスの種類及び内容）

本サービスの種類は次の各号の通りとし、オートバックス加盟店は第5条に定める本サービス提供期間中に、日本国内において偶発的な事故又は人為的に第三者によりなされた損傷(以下総称して「事故等」といいます)により対象自動車が当該各号のいずれかの損害を被った場合の補償サービスを提供します。

- (1) タイヤのパンク損害の補償
- (2) 窓ガラス損害の補償
- (3) バンパー損傷の補償

2. 加入者様が事故等により損害を被った対象自動車の修理をオートバックス加盟店に依頼する際に、補償利用依頼書の原本を提出した場合、加入者様は対象自動車に関して修理工賃及び交換部品代金を合わせて次に掲げる補償限度額から加入者様負担額を差し引いた(消費税等相当額を含みます)分までの補償を受けることができます。尚、修理にかかる代金の補償限度額を超える部分についても加入者様負担となります。

- (1) タイヤパンク損害 : 補償限度額 30,000円 (1,000円)
 - (2) 窓ガラスの損害 : 補償限度額 30,000円 (1,000円)
 - (3) バンパー損傷 : 補償限度額 20,000円 (3,000円)
- ※ () 内は加入者様負担の金額

3. 本サービスは修理にて提供し、加入者様に対する金銭の交付は行いません。

第5条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、あらたに交付された自動車検査証の有効期間満了日から2年遡った日の翌日から1年間とします。ただし、車検期間が1年間の場合は、1年遡った日の翌日から1年間とします。

また、**本サービス提供期間は2023年9月30日までとします。**

第6条（本サービスの提供回数）

本サービスの提供は、サービス提供期間中それぞれの補償内容を各1回に限るものとし、複数回の事故等による損害をまとめて修理する場合でも1回の事故等による損害のみが本サービスの提供対象となります。

第7条（本サービスを行わない場合）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても本サービスの提供を受けることはできません。

- (1) オートバックス加盟店以外に修理を依頼した場合
- (2) 補償利用依頼書(加入者証)の原本その他オートバックス加盟店が提出を求める資料の提出がない場合
- (3) 加入者様からご提出頂く書類等に不実の記載がある場合
- (4) 補償利用依頼書に所定事項の記載がない場合

- (5) 事故等が発生した日から30日（発生日の翌日を1日目として算出します）を経過した後に、オートバックス加盟店への通知がなされた場合又は対象自動車の修理のために入庫がなされた場合
- (6) 対象自動車が違法改造状態の車である場合
- (7) 対象自動車が日本国外において損害を被った場合
- (8) 対象自動車が第三者に譲渡された場合または加入者様と自動車検査証

の使用者に相違がある場合

(9) 直接又は間接を問わず、次の事由により対象自動車が損害を被った場合

- ① 加入者様又は加入者様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
- ② 地震もしくは噴火又は津波その他の天災地変
- ③ 核燃料物質(使用済核燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する損害
- ④ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動(群集又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)
- ⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使
- ⑥ 詐欺又は横領
- ⑦ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用(レース等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等)

2. 次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスの提供を受けることはできません。

- (1) 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、錆、その他の自然の消耗
- (2) 故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない損傷をいいます)
- (3) 法令により定められた運転資格を持たない、又は酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している場合に生じた損害。
- (4) 対象自動車に法令等により禁止されているにもかかわらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損害

第8条（車両保険・他のサービス等・第三者からの賠償等との関係）

自動車保険の車両保険・他のサービス等・第三者の補償がされる場合は、本サービスは利用できません。ただし、他の補償を優先適用後に加入者様の自己負担が発生する場合には、残りの自己負担額に対して本サービスを提供します。

第9条（本約款の変更）

オートバックスは、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更以降の本サービスの提供内容及び提供条件は、変更後の約款が適用されるものとします。

第10条（個人情報の取扱）

オートバックス加盟店は、本サービスに関する加入者様の氏名及び対象自動車に関する情報その他の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、本サービスの引受判断、本サービスの履行の目的で利用し、当該目的に必要な範囲で書面又は電子的な情報媒体により本サービスの提供に係る損害保険会社、保険調査会社、株式会社オートバックスセブン及び株式会社オートバックスフィナンシャルサービスに第三者提供します。ただし、加入者様ご自身のお申出により、当該加入者様ご自身の個人情報の第三者提供を停止することができます。業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための措置を講じたくえ預託します。

個人情報の開示、訂正又は削除その他のお問合せに関しましては、加入者証記載のオートバックス加盟店までご連絡をお願いいたします。尚、お問合せに係る書面及び電話等の内容につきましては記録させていただく場合があります。

附則

本約款に定める期間及び満了日は有効な自動車検査証の『有効期間の満了日』を基準に定めています。

本約款は2016年7月1日から適用を開始します。

本改訂は2022年7月1日から適用を開始します。また、2022年7月1日現在に於いて本サービスの提供期間内にある対象自動車は本改訂後の約款を適用するものとします。

安心3つ星補償（12ヶ月点検） 約款

第1条（本規約の適用範囲）

この約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社オートバックスセブン（以下「オートバックス」といいます）の直営店舗・子会社・加盟会社であるオートバックス各社（以下「オートバックス加盟店」といいます）が提供する第4条（本サービスの種類及び内容）所定の特典を利用する際に適用されます。

第2条（本サービスの定義）

安心3つ星補償（12ヶ月点検）（以下「本サービス」といいます）とはオートバックスの会員様がオートバックス加盟店において、オートバックスが指定する車検を受け、かつ『オートバックスが指定する期間』※1に、12ヶ月法定点検に入庫したお客様（以下「加入者様」といいます）に対して、提供されるサービスをいいます。

第3条（本サービスの対象車種）

本サービスの対象となる自動車（以下「対象自動車」といいます）は、オートバックス加盟店にて車検を受け、その後の『オートバックスが指定する期間』※1に12ヶ月法定点検に入庫した自動車、かつ以下の用途車種とします。

- ・家用普通乗用車・家用小型乗用車・家用軽四輪乗用車
- ・家用普通貨物車・家用小型貨物車・家用軽四輪貨物車

第4条（本サービスの種類及び内容）

本サービスの種類は次の各号の通りとし、オートバックス加盟店は第5条に定める本サービス提供期間中に、日本国内において偶発的な事故又は人為的に第三者によりなされた損傷（以下総称して「事故等」といいます）により対象自動車が当該各号のいずれかの損害を被った場合の補償サービスを提供します。

- （1）タイヤのパンク損害の補償
- （2）窓ガラス損害の補償
- （3）バンパー損害の補償

2. 加入者様が事故等により損害を被った対象自動車の修理をオートバックス加盟店に依頼する際に、補償利用依頼書の原本を提出した場合、加入者様は対象自動車に関して修理工賃及び交換部品代金を合わせて次に掲げる補償限度額から加入者様負担額を差し引いた（消費税等相当額を含みます）分までの補償を受けることができます。尚、修理にかかる代金の補償限度額を超える部分についても加入者様負担となります。

- （1）タイヤパンク損害：補償限度額 30,000円（1,000円）
- （2）窓ガラスの損害：補償限度額 30,000円（1,000円）
- （3）バンパー損傷：補償限度額 20,000円（3,000円）

注）（ ）内は加入者様負担の金額

3. 本サービスは修理にて提供し、加入者様に対する金銭の交付は行いません。

第5条（本サービスの提供期間）

本サービス提供期間は、法定点検実施日から車検有効期間満了日までとします。

- （1）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年を超えている場合は、車検の有効期間満了日から1年遡った日から車検の有効期間満了日までとします。**ただし、本サービス提供期間の最終日は2023年9月30日とします。**
 - （2）法定点検実施日から車検の有効期間満了日までが1年に満たない場合は、法定点検実施日から車検の有効期間満了日までとします。**ただし、本サービス提供期間の最終日は2023年9月30日とします。**
- （注）上記（2）の場合でも、車検で付帯した補償の有効期間満了後から延長された補償が有効となるまでの間の損害は補償の対象とはなりません。**

第6条（本サービスの提供回数）

本サービスの提供は、サービス提供期間中それぞれの補償内容を各1回に限るものとし、複数回の事故等による損害をまとめて修理する場合でも1回の事故等による損害のみが本サービスの提供対象となります。

第7条（本サービスを行わない場合）

次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供期間中であっても本サービスの提供を受けることはできません。

- （1）オートバックス加盟店以外に修理を依頼した場合
- （2）利用依頼書（加入者証）の原本その他オートバックス加盟店が提出を求める資料の提出がない場合
- （3）加入者様からご提出頂く書類等に不実の記載がある場合
- （4）補償利用依頼書に所定事項の記載がない場合
- （5）事故等が発生した日から30日（発生日の翌日を1日目として算出します）を経過した後に、オートバックス加盟店への通知がなされた場合又は対象自

動車の修理のために入庫がなされた場合

- （6）対象自動車が違法改造状態の車である場合
- （7）対象自動車が日本国外において損害を被った場合
- （8）対象自動車が第三者に譲渡された場合または加入者様と自動車検査証の使用者に相違がある場合
- （9）本約款 第5条に定める本サービスの提供期間以外の期間に損害を被った場合
- （10）直接又は間接を問わず、次の事由により対象自動車が損害を被った場合
 - ①加入者様又は加入者様の許可を得て対象自動車を運転した者の故意
 - ②地震もしくは噴火又は津波その他の天災地変
 - ③核燃料物質（使用済核燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する損害
 - ④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）
 - ⑤差押え、取用、没収、破壊など国又は公共団体の公権力の行使
 - ⑥詐欺又は横領
 - ⑦取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、使用の限度を超える過酷な使用（レース等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載等）

2. 次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、本サービスの提供を受けることはできません。

- （1）対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、錆 その他の自然の消耗
- （2）故障（偶然かつ外来の事故に直接起因しない損傷をいいます）
- （3）法令により定められた運転資格を持たない、又は酒酔い・酒気帯びもしくは麻薬・大麻・アヘン・覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で対象自動車を運転している場合に生じた損害
- （4）対象自動車に法令等により禁止されているにもかかわらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損害

第8条（車両保険・他のサービス等・第三者からの賠償等との関係）

自動車保険の車両保険・他のサービス等・第三者の補償がされる場合は、本サービスは利用できません。ただし、他の補償を優先適用後に加入者様の自己負担が発生する場合には、残りの自己負担額に対して本サービスを提供します。

第9条（本約款の変更）

オートバックスは、本約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、変更以降の本サービスの提供内容及び提供条件は、変更後の約款が適用されるものとします。

第10条（個人情報の取扱）

オートバックス加盟店は、本サービスに関する加入者様の氏名及び対象自動車に関する情報その他の個人情報（以下「個人情報」といいます）を、本サービスの引受判断、本サービスの履行の目的で利用し、当該目的に必要な範囲で、書面又は電子的情報媒体により本サービスの提供に係る損害保険会社、保険調査会社、株式会社オートバックスセブン及び株式会社オートバックスフィナンシャルサービスに第三者提供します。ただし、加入者様ご自身のお申出により、当該加入者様ご自身の個人情報の第三者提供を停止することができます。業務委託先に個人情報を預託する場合は、個人情報を保護するための措置を講じたいう預託します。

個人情報の開示、訂正又は削除その他のお問合せに関しましては、加入者証記載のオートバックス加盟店までご連絡をお願いいたします。尚、お問合せに係る書面及び電話等の内容につきましては記録させていただく場合があります。

附則

本約款に定める期間及び満了日は有効な自動車検査証の『有効期間の満了日』を基準に定めています。

本約款は2016年7月1日から適用を開始します。

本改訂は2022年7月1日から適用を開始します。また、2022年7月1日現在に於いて本サービスの提供期間内にある対象自動車は本改訂後の約款を適用するものとします。

※1）車検の有効期間満了日まで9ヶ月以上15ヶ月未満の期間